

山梨県新型コロナウイルス感染症ホームケア等対応薬局調剤体制確保事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薬局等が山梨県新型コロナウイルス感染症ホームケア等対応薬局調剤体制確保事業費補助金による補助により、薬局における調剤体制の確保等を実施する場合に必要な事項について定めるものとする。

(調剤・薬剤配達の対象者等)

第2条 調剤・薬剤配達の対象者（以下「ホームケア等対象者」という。）は、医師により新型コロナウイルス感染症と診断された者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) ファーストケア対象者 感染者の療養先（医療機関・宿泊療養施設・自宅）が決まるまでの間、自宅で療養している者
- (2) ホームケア対象者 無症状、自覚症状が軽微である等、一定の条件を満たす場合に、医師の判断により、本人の同意のもと、はじめから自宅で療養している者
- (3) 退所後ケア対象者 宿泊療養施設等に入所している重症化リスクの少ない無症状の患者のうち、医師が可能と判断し、かつ、本人や家族の同意があるため、自宅に戻って療養している者
- (4) その他保健所が必要と認める者

(調剤・薬剤配達の実施方法)

第3条 前条に定める対象者に薬剤の処方が必要であると医師が判断した際に、医師の指示により、調剤及び必要に応じて対象者の療養先まで薬剤の配達を行うものとする。

(調剤・薬剤配達体制の構築)

第4条 前条に定める調剤・薬剤配達を行おうとする事業者（以下「ホームケア等対応薬局」という。）は、その名称、所在地、連絡先及び対応可能な日時について、事前に知事に届け出るとともに、前条に規定する調剤・薬剤配達を実施するものとする。

- 2 一般社団法人山梨県薬剤師会は、全県的な休日夜間等も含めた調剤・薬剤配達体制の構築支援のため、会員薬局の名称、所在地、連絡先及び対応可能な日時について一覧を作成し、県に情報提供するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、山梨県薬剤師会から提出された対応薬局一覧に記載されている事業者については、前項の届出があったものとみなす。
- 4 県は第1項及び第2項の規定により提出された事業者一覧及び対応可能な日時について、第2条に規定する対象者の健康観察等を行っている医師に情報提供するものとする。

(実施状況報告書の提出等)

第5条 実施事業者は、毎月、別紙様式により実施状況報告書を作成し、知事に提出するものとする。
2 実施事業者が前項により実施状況報告書を県に提出する場合は、当該実績報告書に係る証憑書類を

5年間保存しなければならない。

(その他)

第6条 知事は、第3条及び第4条各号に定める調剤・薬剤配達及びそのための体制の構築の実施に当たっては、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

附 則

この要領は、令和4年8月3日から施行する。